



TOKIO MARINE
NICHIDO

2024年4月1日
以降始期用

学校旅行総合保険 の約款

学校旅行総合保険普通保険約款、特約

ご契約者の皆様へ

このたびは東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）の学校旅行総合保険をご契約いただきありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、弊社の保険をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。なお、ご契約者と被保険者（保険の対象となる方、保険の補償を受けられる方）が異なる場合は内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。



● ご 注 意 ●

1. 保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。金融機関での口座振替・請求書（銀行等での振込み）により払い込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、振込金受取書・通帳等、お手元の書類でご確認ください。
2. ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券または保険契約証が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、保険証券または保険契約証の番号、保険の種類、保険期間（保険のご契約期間）および代理店名等をご連絡願います。
3. ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。

確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は、弊社にお問い合わせください。

● 代理店の役割 ●

代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

ご契約の代理店はご契約者の皆様のご契約状況を常に承知いたしております。ご契約内容についてのお問い合わせ等はご契約の代理店または弊社にお申し出ください。

● 目 次 ●

学校旅行総合保険普通保険約款	1
傷害不担保特約	25
海外疾病死亡危険不担保特約	25
海外疾病治療費用不担保特約	25
個人賠償責任不担保特約	25
救済者費用等不担保特約	25
学校緊急対応費用不担保特約	25
賠償責任不担保特約	25
弔慰費用不担保特約	25
共同保険に関する特約	25
戦争危険等免責に関する一部修正特約	25
海外旅行における支払責任の拡大に関する特約	25
感染症追加担保特約	26
保険料に関する規定の変更特約	26
保険料支払手段に関する特約	30

●この約款・特約に記載されている「午後12時」とは24時間表記でいう24時をさします。

学校旅行総合保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
海外旅行	旅行（*1）の目的地が日本国内のみのものの以外の旅行をいいます。 （*1）学校の教育活動の一環として実施される修学旅行、遠足、民間学校および臨海学校等の旅行のうち保険証券に記載されたものをいいます。以下この章および第4章基本条項において同様とします。
危険	傷害、疾病、損害または費用の発生の可能性をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。（*1） （*1）他の保険契約等に関する事項を含みます。
国内旅行	旅行の目的地が日本国内のみの旅行をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
責任期間	7. 第2章旅行参加者条項における責任期間は、保険期間中で、かつ、被保険者（*1）が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。 4. 第3章学校条項における責任期間は、保険期間中で、かつ、旅行参加者（*2）が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。 （*1）保険証券記載の被保険者をいいます。以下第4章基本条項において同様とします。 （*2）保険証券記載の旅行に参加する者をいいます。以下第4章基本条項において同様とします。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 旅行参加者条項

第1節 傷害担保条項

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、国内旅行の場合において、被保険者（*1）が責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故（*2）によってその身体に被った傷害に対して、この節および第4章基本条項の規定に従い保険金（*3）を支払います。
- （2）当会社は、海外旅行の場合において、被保険者が責任期間中に事故によってその身体に被った傷害に対して、この節および第4章基本条項の規定に従い保険金（*4）を支払います。
- （3）（1）および（2）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（*5）を含みます。

- （*1）保険証券記載の被保険者をいいます。この節において以下同様とします。
- （*2）この節において以下「事故」といいます。
- （*3）死亡保険金、後遺障害保険金および入院特別保険金をいいます。
- （*4）死亡保険金、後遺障害保険金および治療費用保険金をいいます。
- （*5）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- （1）当会社は、下表に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者の故意または重大な過失
②	被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
③	保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
④	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
⑤	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。 ア. 法令に定められた運転資格（*1）を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ（*2）、シンナー等（*3）を使用した状態で自動車等を運転している間
⑥	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
⑦	被保険者の妊娠、出産、早産または流産
⑧	被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑨	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（*4）
⑩	核燃料物質（*5）もしくは核燃料物質（*5）によって汚染された物（*6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑪	⑨もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑫	⑩以外の放射線照射または放射能汚染

- （2）当会社は、被保険者が頸部症候群（*7）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、保険金を支払いません。
（*1）運転する地における法令によるものをいいます。
（*2）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
（*3）毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
（*4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（*5）使用済燃料を含みます。
（*6）原子核分裂生成物を含みます。
（*7）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、国内旅行の場合においては、下表に掲げる事由

によって生じた傷害に対しても、保険金を支払いません。

① 地震、噴火または津波
② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第4条（死亡保険金の支払）

当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)または(2)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡・後遺障害保険金額（*1）の全額（*2）を死亡保険金としてその被保険者の法定相続人に支払います。

（*1）保険証券記載のその被保険者の死亡・後遺障害保険金額をいいます。この節において以下同様とします。

（*2）その被保険者について、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第5条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)または(2)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

死亡・後遺障害保険金額	×	別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合	=	後遺障害保険金の額
-------------	---	----------------------------	---	-----------

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療（*1）を必要とする状態にある場合は、当会社は、事故の発生日からその日を含めて181日目における医師（*2）の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の後遺障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に下表の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条(1)または(2)の傷害を受けたことにより、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	×	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	=	適用する割合
-----------------------------------	---	-----------------------------	---	--------

(6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。ただし、第6条（後遺障害保険金の追加支払）の規定に基づいて支払う保険金の額については、この規定は適用しません。

（*1）医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。この節において以下同様とします。

（*2）被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の

医師をいいます。この節において以下同様とします。

第6条（後遺障害保険金の追加支払）

当会社は、第5条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった第1条（保険金を支払う場合）(1)または(2)の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、その被保険者が生存していることを条件として、当会社が支払った後遺障害保険金の額の50%に相当する額を追加してその被保険者に支払います。

第7条（入院特別保険金の支払）

(1) 当会社は、国内旅行の場合において、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として医師の指示に基づき病院または診療所に入院（*1）した期間（*2）に対し、下表の区分に従って入院特別保険金をその被保険者に支払います。

① 入院期間 6か月以上の場合	10万円
② 入院期間 3か月以上 6か月未満の場合	5万円
③ 入院期間 1週間以上 3か月未満の場合	3万円
④ 入院期間 1週間未満の場合	1万円

(2) 入院期間には、臓器の移植に関する法律第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（*3）であるときには、その処置日数を含みます。

(3) 被保険者が入院期間中さらに入院特別保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院特別保険金を支払いません。

（*1）自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この節において以下同様とします。

（*2）この節において以下「入院期間」といいます。

（*3）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第8条（治療費用保険金の支払）

(1) 当会社は、海外旅行の場合において、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(2)の傷害を被り、その直接の結果として、医師の治療を必要としたときは、下表に掲げる金額を治療費用保険金としてその被保険者に支払います。ただし、事故の発生日からその日を含めて180日以内に必要とした費用に限りします。

① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額
ア. 医師の診察費、処置費および手術費
イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
ウ. X線検査費、諸検査費および手術室費
エ. 職業看護師（*1）費。ただし謝金および礼金は含みません。
オ. 病院または診療所の入院費
カ. 入院による治療を必要とする場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあるかまたはベッドが空いていない等やむを得ない事情により、宿泊施設（*2）の室内で資格を有する医師の治療を受けたときの宿泊施設の客室料
キ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費
ク. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないかまたはその病院もしくは診療所で治療が困難なため、他の病院もしくは診療所へ移転するための移転費（*3）。ただし、日本国内の病院または診療所へ移転した場合は、これにより負担を免れるその被保険者の帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

- ② 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうちその被保険者が現実に出した金額。ただし、1 事故に基づく傷害について①の金額の 10%に相当する金額または 20 万円のうちいずれか低い金額をもって限度とします。
- ア. 入院のための交通費
 - イ. 治療のために必要な通訳雇入費
 - ウ. 国際電話料等通信費
 - エ. 入院に必要な身の回り品購入費（＊4）

- (2) (1) の治療費用保険金の支払は、1 事故に基づく傷害について保険証券記載のその被保険者の治療費用保険金額をもって限度とします。
- (3) 他の保険契約等がある場合において、支払責任額（＊5）の合計額が、(1) の費用の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を治療費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（＊5）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	(1) の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（＊5）を限度とします。

- （＊1）医師が付添を必要と認めた場合の付添者を含みます。
- （＊2）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。この節において以下同様とします。
- （＊3）治療のため医師または職業看護師が付添うことを必要とする場合には、その費用を含みます。
- （＊4）3 万円を限度とします。
- （＊5）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき治療費用保険金または共済金の額をいいます。

第 9 条（保険金の削減減）

被保険者が別表 2 に定める運動等を行っている間に被った第 1 条（保険金を支払う場合）(1) または (2) の傷害に対し、保険契約者があらかじめ割増保険料（＊1）を支払っていない場合は、当会社は、次の算式によって算出した割合により保険金を削減して支払います。ただし、保険金を削減して支払うのはその被保険者の被った傷害に限りです。

領収した保険料	
領収した保険料	÷ 割増保険料（＊1）

- （＊1）別表 2 に定める運動等に対応する割増保険料をいいます。

第10条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明となつてからまたは遭難してからその日を含めて 30 日を経過してもなお被保険者が発見されない場合は、航空機もしくは船舶が行方不明となつた日または遭難した日に、被保険者が第 1 条（保険金を支払う場合）(1) または (2) の傷害によって死亡したものと推定します。

第11条（他の傷害または疾病の影響）

- (1) この保険契約の保険金支払対象とならない傷害または疾病の影響によって保険金を支払うべき傷害の程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなくなつたときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠りまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第 1 条（保険金を支払う場合）(1) または (2) の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第12条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第 1 条（保険金を支払う場合）(1) または (2) の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となつた事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に事故発生状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を

求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となつた場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となつた日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明または遭難発生状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) (1) および (2) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（＊1）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1) から (3) までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (1)、(2)、(3) もしくは (4) の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （＊1）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第13条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時。ただし、第 6 条（後遺障害保険金の追加支払）に規定する追加支払については、傷害を被つた日からその日を含めて 180 日を経過した時とします。
③ 入院特別保険金については、被保険者が第 7 条（入院特別保険金の支払）(1) の入院が終了した時または入院期間が 6 か月以上となった時のいずれか早い時
④ 治療費用保険金については、被保険者が医師の治療を必要としなくなった時または保険事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書および下表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 死亡保険金請求の場合	ア. 当会社の定める傷害状況報告書 イ. 公の機関（＊1）の事故証明書 ウ. 死亡診断書または死体検案書 エ. 被保険者の戸籍謄本 オ. 被保険者の法定相続人の戸籍謄本 カ. 被保険者の法定相続人の印鑑証明書 キ. その他当会社が第 4 章基本条項第 15 条（保険金の支払時期）(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの。
② 後遺障害保険金請求の場合	ア. 当会社の定める傷害状況報告書 イ. 公の機関（＊1）の事故証明書 ウ. 後遺障害の程度を証明する医師の診断書 エ. 被保険者の印鑑証明書 オ. その他当会社が第 4 章基本条項第 15 条（保険金の支払時期）(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの。

- ③ 入院特別保険金請求の場合
- ア. 当会社の定める傷害状況報告書
 - イ. 公の機関（＊１）の事故証明書
 - ウ. 傷害の程度を証明する医師の診断書
 - エ. 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 - オ. 被保険者の印鑑証明書
 - カ. その他当社が第４章基本条項第１５条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの。

- ④ 治療費用保険金請求の場合
- ア. 当会社の定める傷害状況報告書
 - イ. 公の機関（＊１）の事故証明書
 - ウ. 傷害の程度を証明する医師の診断書
 - エ. 第８条（治療費用保険金の支払）（１）の表の費用の支払を証明する領収書
 - オ. 被保険者の印鑑証明書
 - カ. その他当社が第４章基本条項第１５条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの。

（３）被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、（２）の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

（４）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- | |
|---|
| ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊２） |
| ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族（＊３）のうち３親等内の者 |
| ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（＊２）または②以外の親族（＊３）のうち３親等内の者 |

（５）（４）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（６）当会社は、事故の内容、傷害の程度または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（２）および（３）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（７）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（６）の規定に違反した場合または（２）、（３）、（４）もしくは（６）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（＊１）学校を含みます。やむを得ない場合には、第三者とします。

（＊２）第１章用語の定義条項第１条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

（＊３）第１章用語の定義条項第１条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。

第14条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（１）当会社は、第１２条（事故の通知）の規定による通知または第１３条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度認定その他保険金の支払にあたり必要限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診

断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（２）（１）の規定による診断または死体の検案（＊１）のために必要とした費用（＊２）は、当会社が負担します。

（＊１）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（＊２）収入の喪失を含みません。

第15条（代位）

（１）当会社が死亡保険金、後遺障害保険金または入院特別保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

（２）第８条（治療費用保険金の支払）（１）の表の費用について、被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権（＊１）を取得した場合において、当会社がその費用に対して治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

① 当会社が、被保険者またはその法定相続人が負担した第８条（１）の表の費用全額を治療費用保険金として支払った場合	被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、治療費用保険金が支払われていない被保険者またはその法定相続人が負担した第８条（１）の表の費用の額を差し引いた額

（３）（２）の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（４）保険契約者、被保険者および被保険者の法定相続人は、当会社が取得する（２）または（３）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

（＊１）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第２節 海外疾病死亡危険担保条項

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、海外旅行の場合において、被保険者（＊１）が疾病（＊２）によって死亡し、その死亡が下表の場合のいずれかに該当したときは、この節および第４章基本条項の規定に従い疾病死亡保険金を支払います。

① 責任期間中に死亡した場合
② 次に掲げる疾病を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて３０日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後４８時間を経過するまでに医師（＊３）の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限りします。
ア. 責任期間中に発病した疾病
イ. 責任期間終了後４８時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限りします。
③ 責任期間中に感染した別表３に掲げる感染症（＊４）を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて３０日以内に死亡した場合

（２）（１）の疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

（３）（１）の規定にかかわらず、当会社は、下表に掲げる疾病による死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。

① 当会社が第１節傷害担保条項により保険金を支払うべき傷害に起因する疾病
② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
③ 歯科疾病

（＊１）保険証券記載の被保険者をいいます。この節におい

- (※4) 被保険者が死亡した時点において規定する感染症をいいます。

第2条（疾病死亡保険金を支払わない場合）

当会社は、下表に掲げる事由によって生じた疾病死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。

①	保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
②	疾病死亡保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が疾病死亡保険金の一部の受取人である場合には、疾病死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、疾病死亡保険金を支払わないのはその被保険者の疾病死亡に限ります。
④	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（＊１）
⑤	核燃料物質（＊２）もしくは核燃料物質（＊２）によって汚染された物（＊３）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑥	④もしくは⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦	⑤以外の放射線照射または放射性汚染

- (*3) 原子核分裂生成物を含みます。

第3条（疾病死亡保険金の支払）

当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の表に該当した場合は、保険証券記載のその被保険者の疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金としてその被保険者の法定相続人に支払います。

第4条（疾病死亡の通知）

- (1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の疾病によって死亡した場合は、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者は、死亡した日からその日を含め30日以内に疾病の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明につき知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条（疾病死亡保険金の請求）

- (1) 疾病死亡保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 疾病死亡保険金を受け取るべき者が疾病死亡保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書および下表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出し、なければなりません。

- ① 死亡診断書または死体検案書
- ② 被保険者の戸籍謄本
- ③ 被保険者の法定相続人の戸籍謄本
- ④ 被保険者の法定相続人の印鑑証明書
- ⑤ 死亡の原因となった感染症に責任期間中に感染したことを証明する医師の診断書

- ⑥ その他当会社が第4章基本条項第15条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの。

- (3) 第1条（保険金を支払う場合）(1)の表の②に定める死亡の場合には、(2)に掲げる書類のほか、死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後48時間を経過するまでに医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていたことおよび疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書を提出しなければなりません。
- (4) 疾病死亡保険金を受け取るべき者が疾病死亡保険金の請求者第三者に委任する場合には、(2)および(3)の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を出しなければなりません。
- (5) 当会社は、疾病の程度等に応じ、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者に対して、(2)から(4)までに掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)から(5)までの書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて疾病死亡保険金を支払います。

第6条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第4条（疾病死亡の通知）の規定による通知または第5条（疾病死亡保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、疾病の程度の認定その他疾病死亡保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案（*1）のために必要とした費用（*2）は、当会社が負担します。
- （*1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することを行います。
- （*2）収入の喪失を含みません。

第7条 (代位)

当会社が疾病死亡保険金を支払った場合であっても、被保険者の法定相続人がその疾病死亡について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 3 節 海外疾病治療費用担保条項

第 1 条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、海外旅行の場合において、被保険者（※1）が下表の場合のいずれかに該当したときは、この節および第4章基本条項の規定に従い疾病治療費用保険金を支払います。

①	次に掲げる疾病（＊２）を直接の原因として責任期間終了後 48 時間を経過するまでに医師（＊３）の治療を開始した場合 ア. 責任期間中に発病した疾病 イ. 責任期間終了後 48 時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。	
②	責任期間中に感染した別表 3 に掲げる感染症（＊４）を直接の原因として責任期間が終了した日からそのを含めて 14 日を経過するまでに医師の治療を開始した場合	

- (2) (1) の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。
- (3) (1) の規定にかかわらず、当会社は、下表に掲げる疾病の治療に必要とした費用に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

① 当会社が第 1 節傷害担保条項により保険金を支払うべき傷害に起因する疾病
② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
③ 歯科疾病

(※ 1) 保険証券記載の被保険者をいいます。この節において以下同様とします。

(※ 2) 妊娠、出産、早産および流産を含みません。この節において以下同様とします。

(※ 3) 被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。この節において以下同様とします。

(※ 4) 被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

第 2 条 (疾病治療費用保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、下表に掲げる事由によって発病した疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
② 疾病治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が疾病治療費用保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、疾病治療費用保険金を支払わないのはその被保険者の被った疾病に限ります。
④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (※ 1)
⑤ 核燃料物質 (※ 2) もしくは核燃料物質 (※ 2) によって汚染された物 (※ 3) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑥ ④および⑤の事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群 (※ 4)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、疾病治療費用保険金を支払いません。

(※ 1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(※ 2) 使用済燃料を含みます。

(※ 3) 原子核分裂生成物を含みます。

(※ 4) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第 3 条 (疾病治療費用保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第 1 条 (保険金を支払う場合) (1) の表に該当した場合は、下表に掲げる金額を、疾病治療費用保険金としてその被保険者に支払います。ただし、医師の治療を開始した日 (※ 1) からその日を含めて 180 日以内に必要とした費用に限ります。

① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額
ア. 医師の診察費、処置費および手術費
イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
ウ. X線検査費、諸検査費および手術室費
エ. 職業看護師 (※ 2) 費。ただし謝金および礼金は含みません。
オ. 病院または診療所の入院費
カ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあるかまたはベッドが空いていないなどやむを得ない事情により、宿泊施設 (※ 3) の室内で資格を有する医師の治療を受けたときの宿泊施設 (※ 3) 客室料
キ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費
ク. 病院もしくは診療所に専門の医師がいなかったりまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なため、他の病院もしくは診療所へ移転するための移転費 (※ 4) であり、日本国内の病院または診療所へ移転した場合には、これにより負担を免れるその被保険者の帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
② 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうちその被保険者が現実に支出した金額。ただし、1 疾病 (※ 5) について①の金額の 10%に相当する金額または 20 万円のうちのいずれか低い金額をもって限度とします。
ア. 入院のための交通費
イ. 治療のために必要な通訳雇入費
ウ. 国際電話料等通信費
エ. 入院に必要な身の回り品購入費 (※ 6)

(2) (1) の疾病治療費用保険金の支払は、1 疾病 (※ 5) について保険証券記載のその被保険者の疾病治療費用保険金額をもって限度とします。

(※ 1) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

(※ 2) 医師が付添を必要と認めた場合の付添者を含みます。

(※ 3) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。この節において以下同様とします。

(※ 4) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを必要とする場合には、その費用を含みます。

(※ 5) 合併症および続発症を含みます。

(※ 6) 3 万円を限度とします。

第 4 条 (他の傷害または疾病の影響)

(1) この保険契約の保険金支払対象とならない傷害または疾病の影響によって疾病治療費用保険金を支払うべき疾病の程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠りまたは保険契約者もしくは疾病治療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第 1 条 (保険金を支払う場合) (1) の疾病が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第 5 条 (発病の通知)

(1) 被保険者が発病した場合は、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、発病した日からその日を含めて 30 日以内に発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) (1) の場合において、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容 (※ 1) について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

- (3) 保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、(1) および (2) のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (1)、(2) もしくは (3) の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて疾病治療費用保険金を支払います。
- (※1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第6条 (疾病治療費用保険金の請求)

- (1) 疾病治療費用保険金の当社に対する保険金請求権は、被保険者が医師の治療を必要としなくなった時または医師の治療を開始した日 (※1) からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行わせることができるものとします。
- (2) 被保険者が疾病治療費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書および下表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

① 責任期間中または責任期間終了後 48 時間以内に発病し、かつ、責任期間終了後 48 時間を経過するまでに医師の治療を開始したことおよび発病の程度、疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書
② 責任期間中に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて 14 日を経過するまでに医師の治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する医師の診断書
③ 第3条 (疾病治療費用保険金の支払) (1) の表の①および②の費用の支払を証明する領収書
④ 被保険者の印鑑証明書
⑤ その他当社が第4章基本条項第15条 (保険金の支払時期) (1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの。

- (3) 被保険者が疾病治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合には、(2) の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。
- (4) 被保険者に疾病治療費用保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、疾病治療費用保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として疾病治療費用保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (※2)
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に疾病治療費用保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族 (※3) のうち3親等内の者
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に疾病治療費用保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 (※2) または②以外の親族 (※3) のうち3親等内の者

- (5) (4) の規定による被保険者の代理人からの疾病治療費用保険金の請求に対して、当社が疾病治療費用保険金を支払った後に、重複して疾病治療費用保険金の請求を受けたとしても、当社は、疾病治療費用保険金を支払いません。
- (6) 当社は、疾病の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) および (3) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければな

りません。

- (7) 保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (6) の規定に違反した場合または (2)、(3)、(4) もしくは (6) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて疾病治療費用保険金を支払います。
- (※1) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。
- (※2) 第1章用語の定義条項第1条 (用語の定義) の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (※3) 第1章用語の定義条項第1条 (用語の定義) の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。

第7条 (当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、第5条 (発病の通知) の規定による通知または第6条 (疾病治療費用保険金の請求) の規定による請求を受けた場合は、疾病の程度の認定その他疾病治療費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断書または死体の検案 (※1) のために必要とした費用 (※2) は、当社が負担します。
- (※1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することを行います。
- (※2) 収入の喪失を含みません。

第8条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、支払責任額 (※1) の合計額が、費用の額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を疾病治療費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 (※1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 (※1) を限度とします。

(※1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき疾病治療費用保険金または共済金の額をいいます。

第9条 (代 位)

- (1) 第3条 (疾病治療費用保険金の支払) (1) の表の費用について、被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権 (※1) を取得した場合において、当社がその費用に対して疾病治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

① 当社が、被保険者またはその法定相続人が負担した第3条 (1) の表の費用全額を疾病治療費用保険金として支払った場合	被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、疾病治療費用保険金が支払われていない被保険者またはその法定相続人が負担した第3条 (1) の表の費用の額を差し引いた額

- (2) (1) の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および被保険者の法定相続人は、当社が取得する (1) または (2) の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書

類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

- (※1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第4節 個人賠償責任担保条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、保険証券記載の被保険者の行為により責任期間中に生じた偶然な事故（※1）による、他人の身体の障害（※2）または他人の財物の損壊（※3）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この節および第4章基本条項の規定に従い個人賠償責任保険金を支払います。
- (2) (1)における被保険者は、保険証券記載の被保険者をいいます。ただし、保険証券記載の被保険者が責任無能力者の場合には、その者の親権者またはその他の法定の監督義務者をいいます。この節において以下同様とします。
- (※1) この節において以下「事故」といいます。
- (※2) 傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。この節において以下同様とします。
- (※3) 財物の滅失、汚損もしくは損傷をいいます。この節において以下同様とします。

第2条（個人賠償責任保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、下表に掲げる事由によって生じた損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（※1）
③ 核燃料物質（※2）もしくは核燃料物質（※2）によって汚染された物（※3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
④ ②もしくは③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- (※1) 群眾または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(※2) 使用済燃料を含みます。

(※3) 原子核分裂生成物を含みます。

第3条（個人賠償責任保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が下表に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。

① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
② 専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③ 被保険者の使用人が被保険者の事業もしくは業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、この規定は適用しません。
④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑤ 被保険者と同居する親族（※1）および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損についてその財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、ホテル等の宿泊施設（※2）の客室（※3）に与えた損害または旅行用品の賃貸業者から借り入れた旅行用品に与えた損害については、この規定は適用しません。
⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行もしくは殴打に起因する損害賠償責任
⑨ 航空機、船舶（※4）、車両（※5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

- (※1) 旅行のために一時的に別居する親族を含みます。

(※2) 居住施設を除きます。

(※3) 客室内の動産を含みます。

(※4) 原動力が専ら人力であるものを除きます。

(※5) 空気銃を除きます。

第4条（個人賠償責任保険金を支払わない場合－その3）

当会社は、国内旅行の場合においては、下表に掲げる事由によって生じた損害に対しても、個人賠償責任保険金を支払いません。

① 地震、噴火または津波
② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う個人賠償責任保険金の範囲は、下表に掲げるものに限りです。

① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
② 第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故が発生した場合において、被保険者が第7条（事故の発生）(1)の表の②に規定する第三者に対する求償権の保全または行使、その他損害の発生または拡大を防止するために必要または有益な費用
③ ②の損害の発生または拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に必要とした費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
④ 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に必要とした費用
⑤ 第8条（当会社による解決）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第6条（個人賠償責任保険金の支払額）

当会社が支払うべき個人賠償責任保険金の額は、下表の金額の合計額とします。

① 1回の事故について、損害賠償金が保険証券記載の免責金額（※1）を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故について、個人賠償責任保険金額（※2）を支払の限度とします。
② 第5条（支払保険金の範囲）の表の②から⑤までに規定する費用については、その全額。ただし、同条の表の④の費用は、1回の事故について、同条の表の①の損害賠償金の額が個人賠償責任保険金額を超える場合は、個人賠償責任保険金額の同条の表の①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

- (※1) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

(※2) 保険証券記載のその被保険者の個人賠償責任保険金額をいいます。この節において以下同様とします。

第7条（事故の発生）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、下表に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また損害賠償の請求を受けた場合はその内容を遅滞なく、書面により当会社に通知すること。
② 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること、その他損害の発生および拡大を防止するために必要ないっさいの手段を講ずること。

③	損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置をとることを妨げません。
④	損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合は、ただちに書面により当会社に通知すること。
⑤	他の保険契約等の有無および内容（＊１）について遅滞なく当会社に通知すること。
⑥	①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（１）の表の①から⑥までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、下表の金額をそれぞれ控除して個人賠償責任保険金の支払額を決定します。

①	（１）の表の①、④、⑤または⑥に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
②	（１）の表の②に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
③	（１）の表の③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（＊１）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第 8 条（当会社による解決）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第 9 条（個人賠償責任保険金の請求）

- 個人賠償責任保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- 被保険者が個人賠償責任保険金の支払を受けようとする場合は、保険金請求書および下表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

①	当会社の定める事故状況報告書
②	示談書その他これに代わるべき書類
③	損害を証明する書類
④	損害賠償金の支払または被害者の承諾があったことを示す書類
⑤	その他当会社が第 4 章基本条項第 15 条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（３）の規定に違反した場合または（２）もしくは（３）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて個人賠償責任保険金を支払います。

第 10 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- 他の保険契約等がある場合において、支払責任額（＊１）の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を個人賠償責任保険金として支払います。

①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
---	-------------------------------

②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
---	----------------------------

- （１）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額（＊２）の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額（＊２）を差し引いた額とします。
- （＊１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき個人賠償責任保険金または共済金の額をいいます。
- （＊２）支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第 11 条（代 位）

- 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（＊１）を取得した場合において、当会社がその損害に対して個人賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を個人賠償責任保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、個人賠償責任保険金がか支払われていない損害の額を差し引いた額

- （１）の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。
- （＊１）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第 12 条（先取特権）

- 被害者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（＊１）について先取特権を有します。
- 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、個人賠償責任保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
③	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被害者が（１）の先取特権行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
④	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に個人賠償責任保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被害者が承諾した金額を限度とします。

- 保険金請求権（＊１）は、被害者以外の第三者に譲渡することではできません。また、保険金請求権（＊１）を質権の目的とし、または（２）の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（２）の表の①または④の規定により被保険者が当会社に対して個人賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（＊１）第 5 条（支払保険金の範囲）の表の②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第 5 節 救援者費用等担保条項

第 1 条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、被保険者（＊１）が下表に掲げる場合のいす

れかに該当したことにより、保険契約者、被保険者またはその被保険者の法定相続人が負担した費用を、この節および第4章基本条項の規定に従い、救援者費用保険金としてその費用の負担者に支払います。

①	責任期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故（*2）によって被保険者の生死が確認できない場合または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動を必要とすることが警察等の公的機関により確認された場合
②	責任期間中に生じた事故によって身体に被った傷害を直接の原因として責任期間中に死亡した場合または責任期間中に医師（*3）の治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合
③	疾病（*4）を直接の原因として責任期間中に死亡した場合または責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間中に医師の治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合

- (2) (1) の表の②の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（*5）を含みます。
- (3) (1) の表の③の、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。
- (*1) 保険証券記載の被保険者をいいます。この節において以下同様とします。
- (*2) この節において以下「事故」といいます。
- (*3) 被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。この節において以下同様とします。
- (*4) 妊娠、出産、早産、流産および歯科疾病を含みません。この節において以下同様とします。
- (*5) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第2条（救援者費用保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、下表に掲げる事由によって第1条（保険金を支払う場合）(1) の表に掲げる場合に該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用保険金を支払いません。

①	保険契約者の故意または重大な過失
②	被保険者の故意または重大な過失。ただし、救援者費用保険金を支払わないのはその被保険者に関する費用に限ります。
③	救援者費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が救援者費用保険金の一部の受取人である場合には、救援者費用保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
④	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、救援者費用保険金を支払わないのはその被保険者に関する費用に限ります。
⑤	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、救援者費用保険金を支払わないのはその被保険者に関する費用に限ります。 7. 法令に定められた運転資格（*1）を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ（*2）、シンナー等（*3）を使用した状態で自動車等を運転している間
⑥	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（*4）
⑦	核燃料物質（*5）もしくは核燃料物質（*5）によって汚染された物（*6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑧	⑥もしくは⑦の事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑨	⑦以外の放射線照射または放射能汚染

- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（*7）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足

り医学的他覚所見のないものによって第1条（保険金を支払う場合）(1) の表の②または③に該当したことにより発生した費用に対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、救援者費用保険金を支払いません。

- (*1) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (*2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
- (*3) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
- (*4) 群眾または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (*5) 使用済燃料を含みます。
- (*6) 原子核分裂生成物を含みます。
- (*7) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第3条（救援者費用保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、国内旅行の場合においては、下表に掲げる事由によって被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1) の表に掲げる場合に該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用保険金を支払いません。

①	地震、噴火または津波
②	①の事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第4条（費用の範囲）

第1条（保険金を支払う場合）の費用とは、保険契約者、被保険者またはその被保険者の法定相続人が負担した下表に掲げるものをいいます。

① 捜索救助費用	第1条（1）の表に該当した被保険者を捜索（*1）する活動に必要なとした費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
② 親族現地急行費用	被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地（*2）へ赴く救援者（*3）にかかる次の費用をいい、被保険者1名について救援者2名分を限度とします。ただし、第1条（1）の表の①の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。 7. 交通費 現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の交通費をいいます。 イ. 宿泊施設の客室料 現地および現地までの行程における宿泊施設（*4）の客室料をいい、救援者1名について14日分を限度とします。 ウ. 渡航手続費 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。
③ 国内連絡場所訪問費用	学校の指定する日本国内における対応施設または学校施設（*5）を訪問する被保険者の法定相続人（*6）にかかる次の費用をいい、被保険者1名について訪問者2名分を限度とします。 7. 交通費 国内連絡場所までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の交通費をいいます。 イ. 宿泊施設の客室料 国内連絡場所および国内連絡場所までの行程における宿泊施設の客室料をいい、訪問者1名について14日分を限度とします。

④ 移送費用	死亡した被保険者を現地からその被保険者の住居に移送するために必要とした遺体輸送費または治療を継続中の被保険者を現地からその被保険者の住居へ移転するために必要とした移転費（＊７）をいいます。ただし、これにより負担を免れるその被保険者の帰宅のための運賃はこの費用の額から控除します。
⑤ 帰宅費用	第１条（１）の表に該当し予定された交通機関を使用することができなくなった被保険者（＊８）が、その被保険者の住居へ帰宅するために追加して支払った運賃をいいます。
⑥ 諸雑費	救援者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、通訳雇入費、被保険者の遺体処理費等をいい、被保険者１名について国内旅行の場合は３万円、海外旅行の場合は２０万円をそれぞれ限度とします。

- （＊１） 捜索、救助または移送をいいます。この節において以下同様とします。
- （＊２） 事故発生地またはその被保険者の収容地をいいます。この節において以下同様とします。
- （＊３） その被保険者の法定相続人をいい、その代理人を含みます。ただし、教職員等学校の関係者を除きます。この節において以下同様とします。
- （＊４） ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。この節において以下同様とします。
- （＊５） 現地以外の場所における施設をいいます。この節において以下「国内連絡場所」といいます。
- （＊６） その代理人を含みます。ただし、教職員等学校の関係者を除きます。この節において以下「訪問者」といいます。
- （＊７） 治療のため医師または職業看護師が付添うことを必要とする場合には、その費用を含みます。
- （＊８） ④に該当する場合の被保険者を除きます。

第５条（救援者費用保険金の支払）

当会社は、第４条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当と認められる部分についてのみ救援者費用保険金を支払います。ただし、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、救援者費用保険金を支払いません。

第６条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づいて支払うべき救援者費用保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券記載のその被保険者の救援者費用保険金額をもって限度とします。

第７条（救援者費用保険金の削減払）

被保険者が別表２に定める運動等を行っている間に第１条（保険金を支払う場合）（１）の表に掲げる場合に該当したことにより発生した費用に対し、保険契約者があらかじめ割増保険料（＊１）を支払っていないときは、当会社は、次の算式によって算出した割合により救援者費用保険金を削減して支払います。ただし、救援者費用保険金を削減して支払うのはその被保険者に関する費用に限りです。

領収した保険料

領収した保険料 + 割増保険料（＊１）

- （＊１） 別表２に定める運動等に対応する割増保険料をいいます。

第８条（事故の通知）

（１） 被保険者に第１条（保険金を支払う場合）（１）の表の事由が生じた場合は、保険契約者、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者は、同条（１）の表の事由が生じた日からその日を含めて３０日以内に下表の事項を当会社に書面により通知しなければなりません。

① 第１条（１）の表の①の場合は、事故発生の状況
② 第１条（１）の表の②の場合は、事故発生の状況および傷害の程度

- ③ 第１条（１）の表の③の場合は、疾病の発病の状況および経過
- （２）（１）の場合において、保険契約者、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（＊１）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- （３） 保険契約者、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者は、（１）または（２）のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- （４） 保険契約者、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（１）、（２）または（３）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて救援者費用保険金を支払います。
- （＊１） 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第９条（救援者費用保険金の請求）

- （１） 救援者費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、第１条（保険金を支払う場合）（１）の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- （２） 被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者が救援者費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書および下表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 当会社の定める事故状況報告書
② 公の機関（＊１）の事故証明書
③ 傷害により死亡したまたは医師の治療を受けたことを証明する書類
④ 疾病により死亡したまたは医師の治療を受けたことを証明する書類
⑤ 救援者費用保険金の支払を受けようとする第４条（費用の範囲）の表の費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書および支出を証明する書類
⑥ 被保険者の印鑑証明書
⑦ その他当会社が第４章基本条項第１５条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- （３） 被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者が、救援者費用保険金の請求を第三者に委任する場合には、（２）の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。
- （４） 被保険者に救援者費用保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、救援者費用保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってそのことについて当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として救援者費用保険金を請求することができず。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊２）
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に救援者費用保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族（＊３）のうち３親等内の者
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に救援者費用保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（＊２）または②以外の親族（＊３）のうち３親等内の者

- （５）（４）の規定による被保険者の代理人からの救援者費用保険金の請求に対して、当会社が救援者費用保険金を支払った後に、重複して救援者費用保険金の請求を受けたとしても、当会社は、救援者費用保険金を支払いません。
- （６） 当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者に対して、（２）および（３）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求める

ことがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (7) 保険契約者、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて救援者費用保険金を支払います。

(※1) 学校を含みます。やむを得ない場合には、第三者とします。

(※2) 第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(※3) 第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。

第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、支払責任額(※1)の合計額が、費用の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を救援者費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(※1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。

(※1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき救援者費用保険金または共済金の額をいいます。

第11条(代位)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)(1)の費用について、保険契約者、被保険者または被保険者の法定相続人が損害賠償請求権その他の債権(※1)を取得した場合において、当会社がその費用に対して救援者費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

① 当会社が、保険契約者、被保険者または被保険者の法定相続人が負担した第1条(1)の費用全額を救援者費用保険金として支払った場合	保険契約者、被保険者または被保険者の法定相続人が取得した債権の全額
② ①以外の場合	保険契約者、被保険者または被保険者の法定相続人が取得した債権の額から、救援者費用保険金が支払われていない保険契約者、被保険者または被保険者の法定相続人が負担した第1条(1)の費用の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および被保険者の法定相続人は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

(※1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第3章 学校条項

第1節 学校緊急対応費用担保条項

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、旅行参加者(※1)が下表に掲げる場合のい

ずれかに該当したことにより、被保険者(※2)が負担した費用を、この節および第4章基本条項の規定に従い学校緊急対応費用保険金として支払います。

① 責任期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(※3)によって旅行参加者の生死が確認できない場合または旅行参加者の緊急な捜索もしくは救助活動を必要とすることが警察等の公的機関により確認された場合
② 責任期間中に生じた事故によって身体に被った傷害を直接の原因として責任期間中に死亡した場合または責任期間中に医師(※4)の治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合
③ 疾病(※5)を直接の原因として責任期間中に死亡した場合または責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間中に医師の治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合

(2) (1)の表の②の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(※6)を含みます。

(3) (1)の表の③の、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

(※1) 保険証券記載の旅行に参加する者をいいます。この節において以下同様とします。

(※2) 保険証券記載の被保険者をいいます。この節において以下同様とします。

(※3) この節において以下「事故」といいます。

(※4) 旅行参加者が医師である場合は、その旅行参加者以外の医師をいいます。この節において以下同様とします。

(※5) 妊娠、出産、早産、流産および歯科疾病を含みません。この節において以下同様とします。

(※6) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第2条(学校緊急対応費用保険金を支払わない場合-その1)

(1) 当会社は、下表に掲げる事由によって被災者(※1)が第1条(保険金を支払う場合)(1)の表に掲げる場合に該当したことにより被保険者が負担した費用に対しては、学校緊急対応費用保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
② 被災者の故意または重大な過失。ただし、学校緊急対応費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に限ります。
③ 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、学校緊急対応費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に限ります。
④ 被災者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、学校緊急対応費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に限ります。 ア. 法令に定められた運転資格(※2)を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(※3)、シンナー等(※4)を使用した状態で自動車等を運転している間
⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(※5)
⑥ 核燃料物質(※6)もしくは核燃料物質(※6)によって汚染された物(※7)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑦ ⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当会社は、被災者が頸部症候群(※8)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第1条(保険金を支払う場合)(1)の表の②または③に掲げる場合に該当

したことにより被保険者が負担した費用に対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、学校緊急対応費用保険金を支払いません。

(※1) 第1条(保険金を支払う場合)(1)の表に該当した旅行参加者をいいます。この節において以下同様とします。

(※2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(※3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(※4) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(※5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(※6) 使用済燃料を含みます。

(※7) 原子核分裂生成物を含みます。

(※8) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第3条(学校緊急対応費用保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、国内旅行の場合においては、下表に掲げる事由によって被災者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の表に掲げる場合に該当したことにより被保険者が負担した費用に対しても、学校緊急対応費用保険金を支払いません。

① 地震、噴火または津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第4条(費用の範囲)

第1条(保険金を支払う場合)の費用とは、被保険者が負担した下表に掲げるものをいいます。

① 捜索救助費用	被災者を捜索、救助または移送する活動に必要なとした費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
② 教職員・親族等派遣費用	被保険者が、教職員または被災者の法定相続人(※1)を事故発生地、その被災者の収容地または応対施設の所在地(※2)に派遣した場合の次の費用をいいます。ただし、第1条(1)の表の①の場合において、被災者の生死が判明した後または被災者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地へ赴く教職員・親族等にかかる費用は除きます。 ア. 交通費 現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の往復交通費をいいます。 イ. 宿泊施設の客室料 現地および現地までの行程における宿泊施設(※3)の客室料をいいます。 ウ. 渡航手続費 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。
③ 応対施設借上費用	被保険者が被災者の法定相続人等と応対した場合の宿泊施設、事務所等の応対施設借上費用をいいます。
④ 移送費用	死亡した被災者を現地からその被災者の住居に移送するために必要とした遺体輸送費または治療を継続中の被災者を現地からその被災者の住居へ移転するために必要とした移転費(※4)をいいます。ただし、これにより負担を免れるその被災者の帰宅のための運賃はこの費用の額から控除します。
⑤ 葬儀費用	死亡した被災者の葬儀を被保険者が営むため支出した葬儀費用をいいます。

⑥ 諸雑費	現地における教職員・親族等の交通費、電話料等通信費、通訳雇入費、被災者の遺体処理費等をいいます。国内旅行の場合は3万円、海外旅行の場合は20万円にそれぞれ被災者数を乗じた額をもって限度とします。
-------	---

(※1) その代理人を含みます。この節において以下「教職員・親族等」といいます。

(※2) この節において以下これらを「現地」といいます。

(※3) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。この節において以下同様とします。

(※4) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを必要とする場合には、その費用を含みます。

第5条(学校緊急対応費用保険金の支払)

当会社は、第4条(費用の範囲)の費用のうち、社会通念上妥当と認められる部分についてのみ学校緊急対応費用保険金を支払います。ただし、被保険者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、学校緊急対応費用保険金を支払いません。

第6条(当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づいて支払うべき学校緊急対応費用保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券記載の学校緊急対応費用保険金額をもって限度とします。

第7条(学校緊急対応費用保険金の削減払)

被災者が別表2に定める運動等を行っている間に第1条(保険金を支払う場合)(1)の表に掲げる場合に該当したことにより被保険者が負担した費用に対し、保険契約者があらかじめこれらの運動等に対応する割増保険料(※1)を支払っていないときは、当会社は、次の算式によって算出した割合により学校緊急対応費用保険金を削減して支払います。ただし、学校緊急対応費用保険金を削減して支払うのはその被災者に関する費用に限りです。

領収した保険料

領収した保険料 + 割増保険料(※1)

(※1) 別表2に定める運動等に対応する割増保険料をいいます。

第8条(事故の通知)

(1) 被災者に第1条(保険金を支払う場合)(1)の表の事由が生じた場合は、保険契約者または被保険者は、同条(1)の表の事由が生じた日からその日を含めて30日以内に下表の事項を当会社に書面により通知しなければなりません。

① 第1条(1)の表の①の場合は、事故発生の状況
② 第1条(1)の表の②の場合は、事故発生の状況および傷害の程度
③ 第1条(1)の表の③の場合は、疾病の発病の状況および経過

(2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者は、他の保険契約等の有無および内容(※1)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

(3) 保険契約者または被保険者は、(1)または(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)、(2)または(3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて学校緊急対応費用保険金を支払います。

(※1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条(学校緊急対応費用保険金の請求)

(1) 学校緊急対応費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、第1条(保険金を支払う場合)(1)の費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者が学校緊急対応費用保険金の支払を請求する場

合は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

①	当会社の定める事故状況報告書
②	公の機関（＊１）の事故証明書
③	傷害により死亡または医師の治療を受けたことを証明する書類
④	疾病により死亡または医師の治療を受けたことを証明する書類
⑤	学校緊急対応費用保険金の支払を受けようとする第４条（費用の範囲）の表の費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書および支出を証明する書類
⑥	その他当社が第４章基本条項第１５条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（３）被保険者が、学校緊急対応費用保険金の請求を第三者に委任する場合には、（２）の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

（４）当社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）および（３）に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（５）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（４）の規定に違反した場合は（２）、（３）もしくは（４）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて学校緊急対応費用保険金を支払います。

（＊１）やむを得ない場合には、第三者とします。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、支払責任額（＊１）の合計額が、費用の額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を学校緊急対応費用保険金として支払います。

①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（＊１）
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（＊１）を限度とします。

（＊１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき学校緊急対応費用保険金または共済金の額をいいます。

第11条（代 位）

（１）第４条（費用の範囲）の費用について、被保険者が損害賠償請求権その他の債権（＊１）を取得した場合において、当社がその費用に対して学校緊急対応費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が、被保険者が負担した第４条の費用全額を学校緊急対応費用保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、学校緊急対応費用保険金が支払われていない被保険者が負担した第４条の費用の額を差し引いた額

（２）（１）の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

（＊１）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第２節 賠償責任担保条項

第１条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者（＊１）が、旅行の実施に起因して責任期間中に生じた偶然な事故（＊２）による、他人の身体の障害（＊３）または他人の財物の損壊（＊４）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この節および第４章基本条項の規定に従い賠償責任保険金を支払います。

（＊１）保険証券記載の被保険者をいいます。この節において以下同様とします。

（＊２）この節において以下「事故」といいます。

（＊３）傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。この節において以下同様とします。

（＊４）財物の滅失、汚損もしくは損傷をいいます。この節において以下同様とします。

第２条（賠償責任保険金を支払わない場合－その１）

当社は、下表に掲げる事由によって生じた損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

①	保険契約者または被保険者の故意
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（＊１）
③	核燃料物質（＊２）もしくは核燃料物質（＊２）によって汚染された物（＊３）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
④	②もしくは③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（＊１）群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（＊２）使用済燃料を含みます。

（＊３）原子核分裂生成物を含みます。

第３条（賠償責任保険金を支払わない場合－その２）

当社は、被保険者が下表に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

①	被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
②	被保険者の使用人が被保険者の事業もしくは業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
③	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
④	航空機、船舶（＊１）、車両（＊１）、銃器（＊２）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（＊１）原動力が専ら人力であるものを除きます。

（＊２）空気銃を除きます。

第４条（賠償責任保険金を支払わない場合－その３）

当社は、国内旅行の場合においては、下表に掲げる事由によって生じた損害に対しても、賠償責任保険金を支払いません。

①	地震、噴火または津波
②	①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第５条（支払保険金の範囲）

当社が支払う賠償責任保険金の範囲は、下表に掲げるものに限ります。

①	被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
---	---------------------

②	第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第7条（事故の発生）（1）の表の②に規定する第三者に対する求償権の保全または行使、その他損害の発生または拡大を防止するために必要または有益な費用
③	②の損害の発生または拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に必要とした費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
④	被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に必要とした費用
⑤	第8条（当会社による解決）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第6条（賠償責任保険金の支払額）

当会社が支払うべき賠償責任保険金の額は、下表の金額の合計額とします。

①	1回の事故について、損害賠償金が保険証券記載の免責金額（*1）を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故について、賠償責任保険金額（*2）を支払う限度とします。
②	第5条（支払保険金の範囲）の表の②から⑤までに規定する費用については、その全額。ただし、同条の表の④の費用は、1回の事故について、同条の表の①の損害賠償金の額が賠償責任保険金額を超える場合は、賠償責任保険金額の同条の表の①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

（*1）支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

（*2）保険証券に記載された賠償責任保険金額をいいます。この節において以下同様とします。

第7条（事故の発生）

（1）第1条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、下表に掲げる事項を履行しなければなりません。

①	事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また損害賠償の請求を受けた場合はその内容を遅滞なく、書面により当会社に通知すること。
②	第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること、その他損害の発生および拡大を防止するために必要ないさひの手段を講ずること。
③	損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置をとることを妨げません。
④	損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合は、ただちに書面により当会社に通知すること。
⑤	他の保険契約等の有無および内容（*1）について遅滞なく当会社に通知すること。
⑥	①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（2）保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）の表の①から⑥までの義務に違反した場合は、当会社は、下表の金額をそれぞれ控除して賠償責任保険金の支払額を決定します。

①	（1）の表の①、④、⑤または⑥に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
---	---

②	（1）の表の②に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
③	（1）の表の③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（*1）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条（当会社による解決）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができる。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第9条（賠償責任保険金の請求）

（1）賠償責任保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

（2）被保険者が賠償責任保険金の支払を受けようとする場合は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

①	当会社の定める事故状況報告書
②	示談書その他これに代わるべき書類
③	損害を証明する書類
④	損害賠償金の支払または被害者の承諾があったことを示す書類
⑤	その他当会社が第4章基本条項第15条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（3）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（4）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて賠償責任保険金を支払います。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合において、支払責任額（*1）の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を賠償責任保険金として支払います。

①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（*1）
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*1）を限度とします。

（2）（1）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額（*2）の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額（*2）を差し引いた額とします。

（*1）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき賠償責任保険金または共済金の額をいいます。

（*2）支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第11条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（*1）を取得した場合において、当会社がその損害に対して賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額

を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を賠償責任保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、賠償責任保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

(※1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第12条 (先取特権)

(1) 被害者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(※1)について先取特権を有します。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、賠償責任保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
② 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
③ 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被害者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
④ 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に賠償責任保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、被害者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(※1)は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(※1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または④の規定により被保険者が当会社に対して賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(※1) 第5条(支払保険金の範囲)の表の②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第3節 弔慰費用担保条項

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、旅行参加者(※1)が下表に掲げる場合のいずれかに該当したことにより、その旅行参加者(※2)の法定相続人に対して被保険者(※3)が支払った費用を、この節および第4章基本条項の規定に従い弔慰費用保険金として支払います。

① 責任期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(※4)によって被った傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
--

② 疾病(※5)によって死亡し、その死亡が次に掲げる場合のいずれかに該当した場合

ア. 責任期間中に死亡した場合

イ. 次に掲げる疾病を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに医師(※6)の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限りします。

ア. 責任期間中に発病した疾病

イ. 責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その原因が責任期間開始前または責任期間終了後に発生したものを除きます。

ウ. 責任期間中に感染した別表3に掲げる感染症(※7)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合

(2) (1)の表の①の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(※8)を含みます。

(3) (1)の表の②の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

(4) (1)の表の②の規定にかかわらず、当会社は、下表に掲げる疾病による死亡に対しては、弔慰費用保険金を支払いません。

① 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
② 歯科疾病

(※1) 保険証券記載の旅行に参加する者をいいます。この節において以下同様とします。

(※2) この節において以下「被災者」といいます。

(※3) 保険証券記載の被保険者をいいます。この節において以下同様とします。

(※4) この節において以下「事故」といいます。

(※5) 妊娠、出産、早産および流産を含みません。この節において以下同様とします。

(※6) 被災者が医師である場合は、その被災者以外の医師をいいます。この節において以下同様とします。

(※7) 旅行参加者が死亡した時点において規定する感染症をいいます。

(※8) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第2条 (弔慰費用保険金を支払わない場合—その1)

当会社は、下表に掲げる事由によって被災者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の表に掲げる場合に該当したことにより被保険者が支払った費用に対しては、弔慰費用保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
② 被災者の故意または重大な過失。ただし、弔慰費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に限りします。
③ 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、弔慰費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に限りします。
④ 被災者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、弔慰費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に限りします。 ア. 法令に定められた運転資格(※1)を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(※2)、シンナー等(※3)を使用した状態で自動車等を運転している間
⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(※4)

- ⑥ 核燃料物質（＊５）もしくは核燃料物質（＊５）によって汚染された物（＊６）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

- （＊１）連轉する地における法令によるものをいいます。
- （＊２）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第１５項に定める指定薬物をいいます。
- （＊３）毒物及び劇物取締法第３条の３の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
- （＊４）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （＊５）使用済燃料を含みます。
- （＊６）原子核分裂生成物を含みます。

第３条（甲慰費用保険金を支払わない場合—その２）

当会社は、国内旅行の場合においては、下表に掲げる事由によって被災者が第１条（保険金を支払う場合）（１）の表に掲げる場合に該当したことにより被保険者が支払った費用に対しても、甲慰費用保険金を支払いません。

- | |
|--|
| ① 地震、噴火または津波 |
| ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 |

第４条（費用の範囲）

第１条（保険金を支払う場合）の費用とは、被保険者が支払った甲慰金をいいます。ただし、被災者１名について保険証券記載の甲慰費用保険金額をもって限度とします。

第５条（事故の通知）

- （１）被災者に第１条（保険金を支払う場合）（１）の表の事由が生じた場合は、保険契約者または被保険者は、同条（１）の表の事由が生じた日からその日を含めて３０日以内に下表の事項を当会社に書面により通知しなければなりません。

- | |
|-------------------------------------|
| ① 第１条（１）の表の①の場合は、事故発生の状況および死亡に至る経過 |
| ② 第１条（１）の表の②の場合は、疾病の発病の状況および死亡に至る経過 |

- （２）（１）の場合において、保険契約者または被保険者は、他の保険契約等の有無および内容（＊１）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- （３）保険契約者または被保険者は、（１）または（２）のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- （４）保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（１）、（２）または（３）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて甲慰費用保険金を支払います。
- （＊１）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第６条（甲慰費用保険金の請求）

- （１）甲慰費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、第１条（保険金を支払う場合）（１）の費用を負担した時から発生し、これ行使することができるものとします。
- （２）被保険者が甲慰費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- | |
|--|
| ① 当会社の定める事故状況報告書 |
| ② 公の機関（＊１）の事故証明書 |
| ③ 死亡診断書または死体検案書 |
| ④ 甲慰費用保険金の支払を受けようとする第４条（費用の範囲）の費用について、その費用の支出明細書および支出を証明する書類 |

- ⑤ その他当会社が第４章基本条項第１５条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- （３）当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （４）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（３）の規定に違反した場合または（２）もしくは（３）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて甲慰費用保険金を支払います。
- （＊１）やむを得ない場合には、第三者とします。

第７条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、支払責任額（＊１）の合計額が、費用の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を甲慰費用保険金として支払います。

- | | |
|---------------------------------|---|
| ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 | この保険契約の支払責任額（＊１） |
| ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 | 費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（＊１）を限度とします。 |

- （＊１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき甲慰費用保険金または共済金の額をいいます。

第８条（代位）

- （１）第４条（費用の範囲）の費用について、被保険者が損害賠償請求権その他の債権（＊１）を取得した場合において、当会社がその費用に対して甲慰費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

- | | |
|---|--|
| ① 当会社が、被保険者が負担した第４条の費用全額を甲慰費用保険金として支払った場合 | 被保険者が取得した債権の全額 |
| ② ①以外の場合 | 被保険者が取得した債権の額から、甲慰費用保険金が支払われていない被保険者が負担した第４条の費用の額を差し引いた額 |

- （２）（１）の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。
- （＊１）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第４章 基本条項

第１条（保険責任の始期および終期）

- （１）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前０時に始まり、末日の午後１２時に標準時によるものとします。
- （２）（１）の時刻は、日本国の標準時とするものとします。
- （３）（１）の規定にかかわらず、当会社は、保険料領収前に生じたまたは発病した下表に掲げる傷害、疾病死亡、疾病、損害または費用に対しては、保険金（＊１）を支払いません。

- | |
|--|
| ① 第２章旅行参加者条項第１節傷害担保条項第１条（保険金を支払う場合）（１）または（２）の事故による傷害 |
|--|

②	第2章旅行参加者条項第2節海外疾病死亡危険担保条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の疾病死亡
③	第2章旅行参加者条項第3節海外疾病治療費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の疾病
④	第2章旅行参加者条項第4節個人賠償責任担保条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の事故による損害
⑤	第2章旅行参加者条項第5節救済者費用等担保条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の表の事由により発生した費用
⑥	第3章学校条項第1節学校緊急対応費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の表の事由により発生した費用
⑦	第3章学校条項第2節賠償責任担保条項第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害
⑧	第3章学校条項第3節慰労費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の表の事由により発生した費用

(4) (1)の規定にかかわらず、旅行参加者が保険期間の末日の午後12時まででその旅行参加者の住居に到着を予定されているにもかかわらず下表に掲げる事由により遅延した場合には、保険責任の終期は自動的に3日間を限度として延長されるものとします。

①	旅行参加者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関（*2）の遅延または欠航・連休
②	交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる旅行参加者の搭乗不能
③	旅行参加者が責任期間中に被災した傷害により責任期間中に医師（*3）の治療を受けたこと
④	旅行参加者が責任期間中に発病（*4）した疾病（*5）により責任期間中に医師の治療を受けたこと。
⑤	旅行参加者の死亡

(5) (4)の場合のほか、旅行参加者が保険期間の末日の午後12時まででその旅行参加者の住居に到着を予定されているにもかかわらず下表に掲げる事由により遅延した場合には、その時から旅行参加者が正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに必要とする時間だけ保険責任の終期は延長されるものとします。ただし、その旅行参加者の住居に到着した時または当初予定していなかった目的地に向けて出発した時（*6）のいずれか早い時までとします。

①	旅行参加者が乗客として搭乗している交通機関または旅行参加者が入場している施設が、第三者による不法な支配を受けた場合または公権力によって拘束を受けた場合
②	旅行参加者が誘拐された場合
③	日本国外において、空港が閉鎖された結果、旅行参加者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと。

（*1）第2章旅行参加者条項各節および第3章学校条項各節の保険金をいいます。以下同様とします。

（*2）航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。以下同様とします。

（*3）旅行参加者が医師である場合は、その旅行参加者以外の医師をいいます。以下同様とします。

（*4）医師の診断による発病をいいます。以下同様とします。

（*5）妊娠、出産、早産、流産および歯科疾病を含みません。以下同様とします。

（*6）その旅行参加者の住居への移動のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます。

第2条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、こ

の保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、下表に掲げる場合には適用しません。

①	(2)に規定する事実がなくなった場合
②	当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（*1）
③	保険契約者または被保険者が、この保険契約によって保険金を支払うべき傷害、疾病死亡、疾病、損害または費用が生じる前に、告知事項について、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④	当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) (2)の規定による解除が傷害、疾病死亡、疾病、損害または費用が発生した後になされた場合であっても、第9条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害、疾病死亡、疾病、損害または費用については適用しません。

（*1）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第3条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第4条（保険契約の失効）

第2章旅行参加者条項において、保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約のその被保険者に係る部分は効力を失います。

第5条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。ただし、第2章旅行参加者条項においては、その被保険者に係る部分を取り消すものとします。

第6条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約の全部または一部を解除することができます。

第7条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約の全部または一部を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社がこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害、疾病死亡、疾病、損害または費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- 反社会的勢力（＊１）に該当すると認められること。
 - 反社会的勢力（＊１）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - 反社会的勢力（＊１）を不当に利用していると認められること。
 - 法人である場合において、反社会的勢力（＊１）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - その他反社会的勢力（＊１）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（＊２）を解除することができます。
- | | |
|---|--|
| ① | 被保険者が、(1)の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。 |
| ② | 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)の表の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。 |
| ③ | 第２章旅行参加者条項第５節救援者費用等担保条項に規定する救援者費用保険金を受け取るべき者が、(1)の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。 |
- (3) (1) または (2) の規定による解除が事故の生じた後になされた場合であっても、第９条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の表の①から⑥までの事由または(2)の表の①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害（＊３）、疾病死亡（＊３）、疾病（＊３）、損害または費用に対しては、当会社は、保険金（＊４）を支払いません。この場合において、既に保険金（＊４）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 第２章旅行参加者条項第４節個人賠償責任担保条項および第５節救援者費用等担保条項ならびに第３章学校条項については、保険契約者、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者が、(1)の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより (1) または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、下表の損害または費用については適用しません。
- | | |
|---|--|
| ① | (1)の表の③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者に生じた損害または費用 |
| ② | (1)の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた損害賠償金の損害 |
- 暴力団、暴力団員（＊５）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - 表の①または②の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に係る部分に限ります。表の③の規定による解除がなされた場合には、その救援者費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。
 - (2)の表の①または②の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に発生した事故による傷害、疾病死亡または疾病をいいます。
 - (2)の表の②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)の表の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。
 - 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を

含みます。

第８条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 第２章旅行参加者条項第１節傷害担保条項または第２節海外疾病死亡危険担保条項の被保険者が保険契約者以外の者である場合において、下表のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（＊１）を解除することを求めることができます。

- | | |
|---|--|
| ① | この保険契約（＊１）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合 |
| ② | 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第７条（重大事由による解除）(1)の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合 |
| ③ | 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第７条(1)の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合 |
| ④ | 第７条(1)の表の④に規定する事由が生じた場合 |
| ⑤ | ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（＊１）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合 |
| ⑥ | 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（＊１）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合 |

- (2) 保険契約者は、(1)の表の①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（＊１）を解除しなければなりません。
- (3) (1)の表の①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（＊１）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限り、(4) (3)の規定によりこの保険契約（＊１）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。
- (5) (1)の規定にかかわらず、第２章旅行参加者条項第１節傷害担保条項の治療費用保険金の被保険者または第３節海外疾病治療費用担保条項の被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（＊１）のうち治療費用保険金部分または疾病治療費用保険金部分を解除することを求めることができます。
- (6) 保険契約者は、被保険者から(5)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（＊１）のうち治療費用保険金部分または疾病治療費用保険金部分を解除しなければなりません。
- (＊１) その被保険者に係る部分に限ります。

第９条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第10条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）

- (1) 第２条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（＊１）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害、疾病死亡、疾病、損害または費用に対しては、変更前料率の変更後料率に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変

更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前を生じた事故による傷害、疾病死亡、疾病、損害または費用に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(※1) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま。

第11条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第3条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約の全部が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(3) 保険契約の一部が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算したその被保険者に係る保険料を返還します。

第12条（保険料の返還—取消しの場合）

第5条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約の全部または一部を取り消した場合に、当会社は、保険料を返還しません。

第13条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 下表の規定により、当会社が保険契約の全部または一部を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

① 第2条（告知義務）(2)
② 第7条（重大事由による解除）(1)
③ 第10条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）(2)

(2) 第6条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約の全部または一部を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 第7条(2)の表の①または②の規定により、当会社がこの保険契約(※1)を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(4) 第8条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(※1)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(5) 第8条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(※1)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(6) 第8条(6)の規定により、保険契約者がこの保険契約(※1)のうち治療費用保険金部分または疾病治療費用保険金部分を解除した場合には、当会社は、治療費用保険金部分または疾病治療費用保険金部分の保険料から既経過期間に対応する治療費用保険金部分または疾病治療費用保険金部分の保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(※1) その被保険者に係る部分に限りま。

第14条（支払通貨および為替交換比率）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき場合には、支払通貨(※1)をもって行うものとします。

(2) (1)の場合において、下表のいずれかに該当するときは、保険金の支払額が確定した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通貨(※1)に換算します。ただし、保険金の支払額が確定した日の前日の交換比率と異なる交換比率により換算した通貨によって保険金支払の対象となる費用を支出していた旨の被保険者または保険金を受け取るべき者からの申出が

あり、かつ、その証明がなされた場合には、その交換比率により支払通貨(※1)に換算することができます。

① 保険証券において保険金額等を表示している通貨と支払通貨(※1)が異なる場合
② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金支払の対象となる費用について現実に支出した通貨と支払通貨(※1)が異なる場合

(3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社と提携する機関から保険金支払の対象となる費用の請求を受け、その機関への支払を当会社に求めた場合には、当会社が、当会社と提携する機関に保険金を支払う日の交換比率により支払通貨(※1)に換算することができます。

(4) (2)および(3)の規定にかかわらず、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社との間であらかじめ別段の合意がある場合には、その交換比率により支払通貨(※1)に換算することができます。

(※1) 保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

第15条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日(※1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(※1)からその日を含めて下表に掲げる日数(※2)を経過するまでに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会 180日
② (1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
③ (1)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
⑤ (1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行つた場合の代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(※4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(※1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第2章旅

行参加者条項第 1 節傷害担保条項第 13 条（保険金の請求）(2)、(3) および (4)、同章第 2 節海外疾病死亡危険担保条項第 5 条（疾病死亡保険金の請求）(2)、(3) および (4)、同章第 3 節海外疾病治療費用担保条項第 6 条（疾病治療費用保険金の請求）(2)、(3) および (4)、同章第 4 節個人賠償責任担保条項第 9 条（個人賠償責任保険金の請求）(2)、同章第 5 節救済者費用等担保条項第 9 条（救済者費用保険金の請求）(2)、(3) および (4)、第 3 章学校条項第 1 節学校緊急対応費用担保条項第 9 条（学校緊急対応費用保険金の請求）(2) および (3)、同章第 2 節賠償責任担保条項第 9 条（賠償責任保険金の請求）(2) または同章第 3 節弔慰費用担保条項第 6 条（弔慰費用保険金の請求）(2) による手続を完了した日をいいます。

(※2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(※3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(※4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第16条（時効）

保険金請求権は、第 2 章旅行参加者条項第 1 節傷害担保条項第 13 条（保険金の請求）(1)、同章第 2 節海外疾病死亡危険担保条項第 5 条（疾病死亡保険金の請求）(1)、同章第 3 節海外疾病治療費用担保条項第 6 条（疾病治療費用保険金の請求）(1)、同章第 4 節個人賠償責任担保条項第 9 条（個人賠償責任保険金の請求）(1)、同章第 5 節救済者費用等担保条項第 9 条（救済者費用保険金の請求）(1)、第 3 章学校条項第 1 節学校緊急対応費用担保条項第 9 条（学校緊急対応費用保険金の請求）(1)、同章第 2 節賠償責任担保条項第 9 条（賠償責任保険金の請求）(1) または同章第 3 節弔慰費用担保条項第 6 条（弔慰費用保険金の請求）(1) に規定する時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第17条（保険金受取人の変更）

(1) 保険契約者は、死亡保険金および疾病死亡保険金について、その受取人をその被保険者の法定相続人以外の者に定め、または変更することはできません。
(2) 保険契約者は、後遺障害保険金および入院特別保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第18条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第19条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%

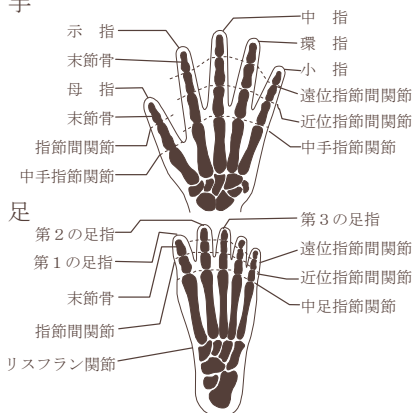
第2級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。）が 0.02 以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものの（手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1 上肢の用を全廃したもの (7) 1 下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%

第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%	第8級 (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの	42%	第9級 (1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%

第10級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3cm 以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの (10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの (12) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を 1cm 以上短縮したもの (10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの (11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1 耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注 1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

1. 一類感染症
2. 二類感染症
3. 三類感染症



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第6条に規定する次のいずれかの感染症

傷害不担保特約

当社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約款第2章旅行参加者条項第1節傷害担保条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

海外疾病死亡危険不担保特約

当社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約款第2章旅行参加者条項第2節海外疾病死亡危険担保条項の規定により支払われる疾病死亡保険金を支払いません。

海外疾病治療費用不担保特約

当社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約款第2章旅行参加者条項第3節海外疾病治療費用担保条項の規定により支払われる疾病治療費用保険金を支払いません。

個人賠償責任不担保特約

当社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約款第2章旅行参加者条項第4節個人賠償責任担保条項の規定により支払われる個人賠償責任保険金を支払いません。

救援者費用等不担保特約

当社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約款第2章旅行参加者条項第5節救援者費用等担保条項の規定により支払われる救援者費用保険金を支払いません。

学校緊急対応費用不担保特約

当社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約款第3章学校条項第1節学校緊急対応費用担保条項により支払われる学校緊急対応費用保険金を支払いません。

賠償責任不担保特約

当社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約款第3章学校条項第2節賠償責任担保条項により支払われる賠償責任保険金を支払いません。

弔慰費用不担保特約

当社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約款第3章学校条項第3節弔慰費用担保条項により支払われる弔慰費用保険金を支払いません。

共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生のお知らせの通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領

⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全

⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

戦争危険等免責に関する一部修正特約

(1) 当社は、この特約に従い、普通約款（*1）第2章旅行参加者条項第1節傷害担保条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）（1）の表の⑨の規定を次のとおり読み替えて適用します。

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（*2）。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。）を除きます。

(2) 当社は、普通約款第2章第1節第2条（1）の表の⑨以外の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約に、普通約款第2章第1節第2条（1）の表の⑨と同じ規定がある場合には、その規定についても（1）と同様に読み替えて適用します。

（*1）学校旅行総合保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

海外旅行における支払責任の拡大に関する特約

第1条（治療費用の範囲の変更）

当社は、普通約款（*1）第2章旅行参加者条項第1節傷害担保条項第8条（治療費用保険金の支払）に規定する治療費用保険金または第3節海外疾病治療費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する疾病治療費用保険金が支払われる場合には、次の費用を普通約款第2章第1節第8条（1）の表の①または第3節第3条（疾病治療費用保険金の支払）（1）の表の①の費用に含めます。

この保険契約の保険金請求のために必要な医師（*2）の診断書の費用

（*1）学校旅行総合保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

（*2）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

第2条（海外疾病死亡危険担保条項の当会社の支払責任の変更）

当社は、海外疾病死亡危険不担保特約が付帯されていない場合には、普通約款第2章旅行参加者条項第2節海外疾病死亡危険担保条項を次のとおり読み替えて適用します。

①第1条（保険金を支払う場合）（1）の表の②を次のとおり読み替えて適用します。

② 次に掲げる疾病を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師（*3）の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限りします。

ア 責任期間中に発病した疾病

イ 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限りします。

②第5条（疾病死亡保険金の請求）（3）を次のとおり読み替えて適用します。

「（3）第1条（保険金を支払う場合）（1）の表の②に定める死亡の場合には、（2）に掲げる書類のほか、死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていたことおよび疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書を提出しなければなりません。」

第3条（海外疾病治療費用担保条項の当会社の支払責任の変更）
当会社は、海外疾病治療費用不担保特約が付帯されていない場合には、普通約款第2章旅行参加者条項第3節海外疾病治療費用担保条項を次のとおり読み替えて適用します。

①第1条（保険金を支払う場合）（1）の表の①および②を次のとおり読み替えて適用します。

①	次に掲げる疾病（＊2）を直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまでに医師（＊3）の治療を開始した場合 7. 責任期間中に発病した疾病 4. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限りま。
②	責任期間中に感染した別表3に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合

②第6条（疾病治療費用保険金の請求）（2）の表の①および②を次のとおり読み替えて適用します。

①	責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病し、かつ、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書
②	責任期間中に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する医師の診断書

第4条（保険金を支払わない場合の変更）

当会社は、海外旅行の場合において、この特約により、普通約款およびこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、暴動（＊1）によって生じた傷害、疾病死亡、疾病、損害または費用に対しても保険金を支払います。

（＊1）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

感染症追加担保特約

当会社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約款別表3に掲げる感染症に以下のものを追加します。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する四類感染症

保険料に関する規定の変更特約

第1節 用語の定義

第1条（用語の定義）

この特約において、用語の定義は、下表のとおりです。

用語	定義
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間が1年以上の場合には保険期間の初日からその日を含めて1年間とし、保険期間が1年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ1年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが1年未満の場合には保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によります。
未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。

第2節 保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

- （1）保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、払込期日（＊1）までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。
- （2）次の①および②のすべてを満たしている場合において、当会社は、初回保険料払込前に保険金支払事由またはその原因が発生したときは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定する初回保険料領収前に生じた保険金支払事由およびその原因の取扱いに関する規定を適用します。
- ①保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
②次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

初回保険料の払込期日（＊1）の属する月の翌月末

- （3）下表のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った払込期日（＊1）の属する月の翌月末までに被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した払込期日（＊1）までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

①	保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
②	保険契約者が、保険金支払事由が発生した日以前に到来した払込期日（＊1）に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

- （4）下表のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその保険金支払事由に対して保険金を支払います。

①	保険金支払事由が発生した日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
②	保険契約者が、初回保険料をその保険料の払込期日（＊1）までに払い込むことの確約を行った場合
③	当会社が②の確約を承認した場合

- （5）（4）の表の②の確約に反して、保険契約者が（2）②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

（＊1）保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条（保険料の払込方法―口座振替方式）

(1) 保険契約の締結の際に、下表のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、払込期日（*1）に保険料（*2）を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、払込期日（*1）の前日までにその払込期日（*1）に払い込むべき保険料相当額を指定口座（*3）に預けておかねばなりません。

- | | |
|---|---------------------------------|
| ① | 指定口座（*3）が、提携金融機関（*4）に設定されていること。 |
| ② | 当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。 |

(2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、払込期日（*1）が（1）の表の①の提携金融機関（*4）の休業日に該当し、指定口座（*3）からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日（*1）に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、初回保険料の払込期日（*1）に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2) ②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まねばなりません。

(4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

- | | |
|---|---|
| ① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関（*4）に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。
ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。 | 初回保険料の払込期日（*1）の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の払込期日（*1）とみなしてこの特約の規定を適用します。 |
| ② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者が故意または重大な過失がなかったと当社が認めたとき。 | 第1条（保険料の払込方法等）(2) ②の「初回保険料の払込期日（*1）の属する月の翌月末」を「初回保険料の払込期日（*1）の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して初回保険料の払込期日（*1）の属する月の翌々月の払込期日（*1）に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。 |

（*1） 保険証券記載の払込期日をいいます。

（*2） 追加保険料を含みます。

（*3） 指定口座とは、保険契約者の指定する口座をいいます。

（*4） 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第3条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合において、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当会社は、保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき払込期日（*1）の属する月の翌月末

① その保険料の払込期日（*1）の翌日から、その保険料を領収した時までの期間中に保険金支払事由の原因が発生していた場合

② その保険料の払込期日（*1）の翌日から、その保険料を領収した時までの期間中に保険金支払事由が発生していた場合

③ 保険金支払事由の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約のその保険料の払込期日（*1）

の翌日から、その保険料を領収した時までの期間中であった場合

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「その保険料を払い込むべき払込期日（*1）の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき払込期日（*1）の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき払込期日（*1）の属する月の翌々月の払込期日（*1）に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

- | | |
|---|--|
| ① | 保険料払込方法が口座振替の方式の場合 |
| ② | 保険契約者が（1）に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者が故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合 |

（*1） 保険証券記載の払込期日をいいます。

第3節 保険契約の解除の特則

第1条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

- | | |
|---|--|
| ① | 初回保険料について、第2節第1条（保険料の払込方法等）(2) ②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。 |
| ② | 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第3条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合 |
| ③ | 保険料の払込方法が月払の場合において、払込期日（*1）までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（*2）までに、次回払込期日（*2）に払い込むべき保険料の払込みがないとき。 |
| ④ | 第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った場合（*3）。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日（*4）が記載されている場合は、この規定を適用しません。 |
| ⑤ | 第4節第1条（4）の追加保険料払込期日（*4）を設定した場合において、同条（4）に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。 |
| ⑥ | 保険料の払込方法が月払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条（2）②に規定する期日または第2節第3条（1）に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当社が認めたとき。 |

(2) (1)の表の⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金（*5）があるときは、当会社はこの保険金（*5）相当額の返還を請求することができます。

（*1） 保険証券記載の払込期日をいいます。

（*2） 払込期日（*1）の翌月の払込期日（*1）をいいます。

（*3） 第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときと限ります。

（*4） 追加保険料払込期日とは、当会社が第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表もしくは同節第1条（2）の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

（*5） 払込みを怠ったと当社が認めた保険料を払い込むべき払込期日（*1）の前月の払込期日（*1）の翌日

以降に発生した保険金支払事由に対して、支払った保険金に限りです。

第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）

- (1) 普通保険約款第4章基本条項第6条（保険契約者による保険契約の解除）に定める解除の通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。
- (2) 普通保険約款第4章基本条項第6条（保険契約者による保険契約の解除）の規定による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表のいずれかに該当した場合には、当会社は、普通保険約款第4章基本条項第6条（保険契約者による保険契約の解除）に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第3条（保険契約解除の効力）

普通保険約款第4章基本条項第9条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)または第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

①第1条(1)の表の①の規定による解除の場合	保険期間の初日
②第1条(1)の表の②の規定による解除の場合	第1条(1)の表の②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③第1条(1)の表の③の規定による解除の場合	第1条(1)の表の③に規定する次回払込期日（*1）または保険期間の末日のいずれか早い日
④第1条(1)の表の④の規定による解除の場合	第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った日
⑤第1条(1)の表の⑤の規定による解除の場合	第4節第1条(4)に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥第1条(1)の表の⑥の規定による解除の場合	第1条(1)の表の⑥に規定する期日の前月の払込期日（*2）
⑦第2条(2)の規定による解除の場合	普通保険約款第4章基本条項第6条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により解除した日

（*1）払込期日（*2）の翌月の払込期日（*2）をいいます。

（*2）保険証券記載の払込期日をいいます。

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条（保険料の返還、追加または変更）

- (1) 当会社は、下表に該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

普通保険約款第4章基本条項第2条（告知義務）(3)の表の③の規定に定める承認をする場合

- (2) 当会社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。
- (3) (1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

①保険料払込方法が一時払の場合（*1）	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。	
②保険料払込方法が払込外の場合（*1）	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料に変更します。ただし、契約内容変更日の属する保険年度においては、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。	
	ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
	イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料

- (4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合（*2）は、次の①から②までの規定に従います。ただし、追加保険料払込期日（*3）を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日（*3）の属する月の翌月末

- ①追加保険料が、(1)の表および(3)の規定により請求したものである場合において、告知事項について、事実を当会社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時以降に保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、保険金を支払いません（*4）（*5）。ただし、普通保険約款第4章基本条項第10条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）(3)の規定が適用される場合は、その規定に従います。
- ②追加保険料が、(2)および(3)の規定により請求したものである場合において、次のいずれかに該当するときは、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- ア. 追加保険料を領収した時までの期間中に保険金支払事由の原因が発生していたとき
- イ. 追加保険料を領収した時までの期間中に保険金支払事由が発生していたとき
- ウ. 保険金支払事由の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約において、その保険契約の追加保険料を領収した時までの期間中であつたとき
- (5) 保険契約の失効の場合は、当会社は、付表1-1に規定する保険料を返還します。ただし、この保険契約に適用される普通保険約款および特約における保険金支払に伴う保険契約の終了に関する規定により、この保険契約が終了する場合には、下表のとおり取り扱います。

①保険期間が1年を超	付表1-2に規定する保険料を返還しえる保険契約の場合
②保険期間が1年以下	保険料は返還しません。

- (6) 下表のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表1-1に規定する保険料を返還します。

①	この保険契約に適用される普通保険約款および特約における告知義務違反による解除に関する規定
②	この保険契約に適用される普通保険約款および特約における重大事由による解除に関する規定
③	第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)
④	第3節第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）(2)

- (7) この保険契約に適用される普通保険約款および特約における重大事由による解除に関する規定により、当会社がこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除した場合

は、当会社は、下表のとおり取り扱います。

付表 1-1 に規定する保険料を返還します。

- (8) この保険契約に適用される普通保険約款および特約における保険契約者による保険契約の解除に関する規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表 2 に規定する保険料を返還し、または請求できます。
- (9) (5) から (8) までの規定にかかわらず、この保険契約に適用される普通保険約款および特約において、保険料の精算に関する規定が適用される場合は、その規定に基づいて保険料を精算します。
- (※1) 保険料払込方法が一時払以外であっても、第 2 節第 1 条（保険料の払込方法等）(1) に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、第 4 節第 1 条（保険料の返還、追加または変更）(3) の表の②の規定により変更すべき保険料がないときは、(3) の表の①に規定する方法により取り扱います。
- (※2) 当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。
- (※3) 追加保険料払込期日とは、当会社が (1) の表もしくは (2) の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
- (※4) 第 3 節第 1 条（保険料不払による保険契約の解除）(1) の表の④の規定により解除できるときに限りします。
- (※5) 既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、保険金の返還を請求することができません。

第 2 条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）

- (1) 下表の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日（※1）に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第 1 条（保険料の返還、追加または変更）(4) に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

① 第 2 節第 2 条（保険料の払込方法－口座振替方式）

② 第 4 節第 1 条（保険料の返還、追加または変更）(3)

- (2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、第 1 条（保険料の返還、追加または変更）(4) の「追加保険料払込期日（※3）の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日（※3）の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日（※1）の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が 1 年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

① 保険契約者が追加保険料払込期日（※1）までの追加保険料の払込みを怠った場合

② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

- (3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日（※1）の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日（※1）とみなして下表の規定を適用します。

① 保険契約者が追加保険料払込期日（※1）までの追加保険料の払込みを怠った場合

② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関（※2）に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア. 第 3 節第 1 条（保険料不払による保険契約の解除）

イ. 普通保険約款第 4 章基本条項第 9 条（保険契約解除の効力）の規定および第 3 節第 3 条（保険契約解除の効力）

ウ. 第 4 節第 2 条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）(1) および (2)

エ. 第 4 節第 3 条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

- (4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座（※3）に振り込むことによって行うことができるものとします。

- (5) (4) の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合は適用しません。

(※1) 追加保険料払込期日とは、当会社が第 1 条（保険料の返還、追加または変更）(1) の表もしくは第 1 条 (2) の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(※2) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

(※3) 指定口座とは、この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関（※2）に対して口座振替請求を行う口座をいいます。

第 3 条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

- (1) 当会社が第 1 条（保険料の返還、追加または変更）(3) の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日（※1）を設定した場合において、下表のすべてに該当するときは、当会社は、同条 (4) の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その保険金支払事由に対して保険金を支払います。

① 保険金支払事由の発生の日が、追加保険料払込期日（※1）以前であること。

② 保険金支払事由の発生の日の前日までに到来した払込期日（※2）までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

- (2) (1) の場合において、保険金支払事由の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1) に規定する「保険金支払事由の発生の日の前日までに到来した払込期日（※2）までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第 2 節第 1 条（保険料の払込方法等）(4) の表の②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその保険金支払事由に対して保険金を支払います。

- (3) 当会社が第 1 条（保険料の返還、追加または変更）(3) の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日（※1）を設定した場合において、保険契約者が同条 (4) に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、下表の規定に従います。

① 追加保険料が、第 1 条 (1) の表および (3) の規定により請求したものである場合において、その払込期日の翌日以後に保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第 4 章基本条項第 10 条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）(3) の規定が適用される場合は、その規定に従います。

② 追加保険料が、第 1 条 (2) および (3) の規定により請求したものである場合において、次のいずれかに該当したときは、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

ア. その払込期日の翌日から追加保険料を領収した時までの期間中に保険金支払事由の原因が発生していたとき

イ. その払込期日の翌日から追加保険料を領収した時までの期間中に保険金支払事由が発生していたとき

ウ. 保険金支払事由の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約において、その保険契約のその払込期日の翌日から追加保険料を領収した時までの期間中であつたとき

- (4) 第 1 条（保険料の返還、追加または変更）(3) の表の②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、(1) から (3) までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初

の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。
(5) 第 1 条（保険料の返還、追加または変更）(4) ただし書の規定が適用され、かつ、保険金支払事由が発生した場合において、下表に規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当社が行う確認に協力しなければなりません。

① 第 4 節第 1 条（保険料の返還、追加または変更）(2) に規定する通知が行われた日時
② 普通保険約款第 4 章基本条項第 2 条（告知義務）(3) の表の③に規定する訂正の申出が行われた日時
③ 保険金支払事由の発生の日時

(※1) 追加保険料払込期日とは、当社が第 1 条（保険料の返還、追加または変更）(1) の表もしくは同条 (2) の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(※2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第 4 条（被保険者の請求により保険契約を解除する場合の保険料の返還）

保険契約者または被保険者が、この保険契約に適用される普通保険約款および特約における被保険者による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除した場合は、付表 2 に規定する保険料を返還します。ただし、この保険契約に適用される普通保険約款および特約において、保険料の精算に関する規定が適用される場合は、その規定に基づいて保険料を精算します。

第 5 条（精算保険料に関する特則）

この特約およびこの保険契約に適用される普通保険約款および特約における保険料の精算に関する規定により当社が請求または返還する保険料については、第 2 節および第 1 条（保険料の返還、追加または変更）(2) の規定を適用しません。

第 5 節 その他事項

第 1 条（普通保険約款および他の特約との関係）

普通保険約款にこの特約が付帯される場合、この特約の下表の規定は適用しません。

① 第 4 節第 1 条（保険料の返還、追加または変更）(5) から (8) まで
② 第 4 節第 4 条（被保険者の請求により保険契約を解除する場合の保険料の返還）

保険料支払手段に関する特約

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、当社が指定する電子的な決済手段（※1）により、この保険契約の保険料（※2）を払い込む場合に適用されます。ただし、当社が指定した方法によりこの保険契約の保険料を払い込むことを求めた場合に限りです。

(※1) 以下この特約において「キャッシュレス決済手段」といいます。

(※2) 追加保険料（※3）を含みます。以下この特約において同様とします。

(※3) 契約内容変更時等に当社が追加して請求する保険料をいいます。

第 2 条（保険料領収の時点）

当社は、保険契約者がキャッシュレス決済手段により保険料を払い込む場合は、保険契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、保険料相当額の決済手続を完了したことが手続画面に表示された時点で保険料が払い込まれたものとみなします。

第 3 条（保険料の返還）

当社は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により保険料を返還する場合は、金銭で返還するものとします。

第 4 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に

反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

付表 1 - 1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1 年	一時払、一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (2) 未払込保険料（*2）がある場合は、(1) の額からその未払込保険料（*2）を差し引いた額
1 年未満	一時払、一時払以外	保険期間が 1 年の場合の算出方法に準じて算出した額
1 年超	一時払	保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき、経過年月数により算出した額（*1）
	一時払以外	保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき、保険料払込期間中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により算出した額（*1）

（*1）保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

（*2）未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表 1 - 2 保険金の支払による失効の場合の返還保険料

払込方法	返還保険料の額
一時払	当保険年度（*1）の翌保険年度以降の保険料について、保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき、当保険年度（*1）を経過した時点における経過年月数により算出した額（*2）
一時払以外	返還する保険料はありません。

（*1）保険契約が失効した日の属する保険年度をいいます。

（*2）保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

付表 2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1 年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約における「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い、中途更新（*2）を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額。ただし、この保険契約の契約条件を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新（*2）に限られる場合は、その年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (3) 未払込保険料（*3）がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料（*3）を差し引いた額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (2) (1) にかかわらず、この保険契約の契約条件を変更する場合において、その変更方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新（*2）に限られるときは、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (3) 未払込保険料（*3）がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料（*3）を差し引いた額
1 年未満	一時払 一時払以外	保険期間が 1 年の場合の算出方法に準じて算出した額
1 年超	一時払	保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき、経過年月数により算出した額（*1）
	一時払以外	保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき、保険料払込期間中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により算出した額（*1）

（*1）保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

（*2）保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。

（*3）未経過期間に対応する保険料を含みます。

MEMO

東京海上日動のサービス体制なら安心です

〈東京海上日動のお客様向けサービス〉

デイリーサポート

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

●内容

- ①法律相談・②税務相談 : 提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。
また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。*1
- ③社会保険に関する相談 : 公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。*1
- ④暮らしの情報提供 : グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●受付時間

- ①③ 午前10時～午後6時
- ② 午後2時～午後4時
- ④ 午前10時～午後4時
(いずれも土日祝・年末・年始を除く。)

●お問い合わせ

フリーダイヤル 0120 - 285 - 110

- *1 弁護士・社会保険労務士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

〈ご注意ください〉

- ・ サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
- ・ サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。
- ・ ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ・ ご相談の対象は、ご契約者、保険の対象となる方および保険の補償を受けられる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- ・ サービスは、弊社がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
 - *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
 - *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。



事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

 **0120-720-110**

受付時間:

24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶



お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-868-100**

受付時間: 平日・土日祝 午前9時~午後6時
(年末・年始を除く)

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp